

議案第86号

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市立保育所設置及び管理条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7時30分から18時まで」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の認定を受けた者 7時15分から18時15分まで

（2）子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を受けた者 8時30分から16時30分まで

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、保育時間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市立保育所における保育時間を改めるため、本案を提出する。